協議の場の公表

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田栄光

市町村名	浪江町		
(市町村コード)		(7547)	
地域名		立野地区	
(地域内農業集落名)		(立野下、沢上南、沢上北、中島、西組、原組)	
力学の幼田を取り	キレかた 年 日 口	令和 7年11月 7日	
協議の結果を取り	まとめた牛月口	(第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・震災前は兼業農家が多く、専業農家が少なかったためか再開したい人が少ない中、担い手の高齢化が進み離農者が増えている。
 - ・浪江町で最大規模の農地面積を持つ当地区の優良農地を持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を 進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組み の構築が喫緊の課題である。
 - ・話合いにの単位は、立野上・立野中・立野下の行政区ごととし、その結果を立野地区全体で共有し実現に向けて進めていく。

【地域の基礎的データ】

農業者:個人〇〇人、団体経営体(法人・集落営農組織等)〇経営体

主な作物:水稲、野菜、そば、なたね、花き、飼料用作物など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・まずは立野地区内の担い手がどこまでの範囲を担っていくかを確認し、担い手が決まらない農地については、 参入したい外部法人の調整する。
- ・皆様のご努力によって素晴らしい環境が保たれており、この立野の地を守り次の世代に繋げていく。

【地区のスローガン】

農宝の郷、再生、そして次世代へ!

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

×	域内の農用地等面積	335.2 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	332.8 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

- (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)
 - ・農振区域内の農用地を中心に営農再開を進め、必要に応じ基盤整備事業により良好な営農環境の 整備を進める。
 - 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

営の (2) 地体 (3) 担畦 (4) 1 1 1 1 1 1 1 1 1	: :町·浪江町農業委員: :相双復興推進機構·	手実 活 の機 組 踏備 ・ 会福 豊 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	業者を中心につている。 方針 域の農業や在り は貸付けを行う 計 、営農しやすり 業を実施する。 の取組方針 島経営・就農支	り方を実 う。 い農地に	現し	ていくため	、安定し	た長	期の借入を	目目	的として地域全							
の活 (2) 地体の (3) 担畦 (4) 浪島あ (5) ほ (5)	開を考慮して集約を記 農地中間管理機構の記 計画に定めた10年後)農地を農地中間管理 基盤整備事業への取 手農業者のニーズを 半の除去)等の基盤整 多様な経営体の確保 の除去)等の基盤整 を開・浪江町農業委員会 相双復興推進機構・複	実活の機組 踏備 う 会福明 用 地構 方 ま事 成 福県	たいく。 方針 域の農業や在り に貸付けを行う 針 え、営農しやすり 業を実施する。 の取組方針 島経営・就農支	り方を実 う。 い農地に	現し	ていくため	、安定し	た長	期の借入を	目目	的として地域全							
地域 (3) 担 (4) 浪島 あ (5) ほ	記計画に定めた10年後)農地を農地中間管理 基盤整備事業への取 手農業者のニーズを 半の除去)等の基盤整 多様な経営体の確保 に町・浪江町農業委員会 相双復興推進機構・複	の機 組 踏備 ・ 会福県	域の農業や在りに貸付けを行う計 、営農しやすり業を実施する。 の取組方針 島経営・就農支	い農地に	こして													
体の (3)基 担畦 (4)到 浪島あた (5)屋	農地を農地中間管理 基盤整備事業への取 手農業者のニーズを 半の除去)等の基盤整 多様な経営体の確保 ので、浪江町農業委員会 相双復興推進機構・複	機構はおいます。一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、	は貸付けを行う針で、営農しやすり業を実施する。の取組方針	い農地に	こして													
担い ³ (世畔 (4) 多 浪虫 ¹ あた ¹ (5) 別	手農業者のニーズを 半の除去)等の基盤整 多様な経営体の確保 一町・浪江町農業委員会 ・相双復興推進機構・神	踏事 病 会唱	え、営農しやすい 業を実施する。 の取組方針 島経営・就農支			いくため、	簡易的な	详	去といえる農	是用:	地の大区画化							
(畦畔 (4) 浪江 島県 あたい (5) 別	半の除去)等の基盤整 多様な経営体の確保 町・浪江町農業委員会 相双復興推進機構・複	備事 ・育成 会・福 福島県	業を実施する。 の取組方針 島経営・就農支			いくため、	簡易的な	手	去といえる農	是用:	地の大区画化							
浪江 島県 あた (5) 島	: :町·浪江町農業委員: :相双復興推進機構·	会•福福島県	島経営・就農支															
島県 あた ⁽ (5)島	·相双復興推進機構·	福島県		を援ヤング	_			(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針										
		切れ	浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。															
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針																	
必要	に応じて農作業委託	を活月	月															
以下	任意記載事項(地域(の実情	青に応じて、必要	要な事項	を選	星択し、取約	且方針を	記載	してください	١)								
I	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬	・減肥料		③スマート	·農業		④輸出		⑤果樹等							
	⑥燃料•資源作物等		⑦保全•管理等	-		⑧農業用	施設	>	9その他	_								
【選択	択した上記の取組方針	†]		•														
速や: いよう 9担	ノシシ被害が拡大しな かに対応できる体制? うに町の事業を活用し !い手が未定の農地に !していく。	を構築 ノて伐	やする。宅地周 ^し 採対応した。	りにある	果樹	∮・樹木に関	しては、	イノ	シシ等が寄	り付	いてしまわな							